

## 東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に住宅用地球温暖化対策設備（以下「対象設備」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、東郷町補助金等交付規則（昭和56年東郷町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる設備及び事業)

第2条 この要綱において対象設備は、別表第1に掲げる設備で、未使用のものという。

2 この要綱による補助金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）及び定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入（以下「一体的導入」という。）
- (2) 家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の導入
- (3) 家庭用燃料電池システムの導入
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システムの導入
- (5) 電気自動車等充給電設備の導入
- (6) ZEH（高性能外皮等）の導入（以下「ZEHの導入」という。）

(補助金の目的)

第3条 補助金は、エネルギーの地産地消に対する環境意識の高揚を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制する対象設備の普及促進及び地球温暖化防止の促進を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、交付申請時において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 自らが所有し、かつ、居住する町内の住宅（店舗等との併用住宅を除く。

- ）に対象設備を新たに設置する者又は自らの居住の用に供するため新築する住宅（店舗等との併用住宅を除く。）に対象設備を設置しようとする者
- イ 町内において自ら居住するため、建売住宅供給者から対象設備付き新築住宅（店舗等との併用住宅を除く。）を購入しようとする者
- ウ その他町長が特に必要と認める者

(2) 実績報告書の提出時に町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本町の住民基本台帳に記録されていること。

(3) 徴収金（東郷町税条例（昭和38年東郷町条例第10号）第2条第2号で定める町税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。）を滞納していない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項第1号ア及びイに規定する住宅が集合住宅の場合は、対象設備を自己のためにのみに用いる者に限る。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の購入及び設置に要する費用であって、別表第2に掲げる費用とする。

2 前項の補助対象経費は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 各対象設備の補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 複数の対象設備を同時に設置する場合は、各対象設備の補助金の額の合計とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長に

補助金の交付を申請しなければならない。

- 2 補助金の交付を申請する場合には、第4条第1項第1号アに該当する者（以下「設置者」という。）にあっては対象設備に係る設置工事の着工14日前までに、同号イに該当する者（以下「購入者」という。）にあっては住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記をする14日前までにあらかじめ東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に別表第4に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、毎年4月1日（この日が東郷町の休日を定める条例（平成元年東郷町条例第27号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後の最初の休日でない日）を初日として先着順に受け付けるものとする。ただし、当該年度内に第12条に規定する補助金の交付額の確定ができない日程にあるものについては、これを受け付けない。
- 4 町長は、交付申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、申込みを受理しないことができる。
- 5 町長は、交付申請があった場合はその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは補助金の交付を決定するものとし、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書（様式第2）により当該決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。
- 6 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書を（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の制限）

第8条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる交付申請は、することができない。

- (1) 補助金の交付を受けた者又はその者が属する世帯の者が、別表第3に掲げる区分のうち、同じ区分に係る補助金について行う再度の交付申請
- (2) 家庭用燃料電池システムの導入及び電気自動車等充給電設備の導入を除き、他の対象事業と併用して行う一体的導入に係る交付申請
- (3) 家庭用燃料電池システムの導入、定置用リチウムイオン蓄電システムの導入及び電気自動車等充給電設備の導入を除き、他の対象事業と併用して行うZ E

Hの導入に係る交付申請

(対象設備数の上限)

第9条 補助対象となる設備数の上限は次のとおりとする。

- (1) 一体的導入における家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）及び定置用リチウムイオン蓄電システムはそれぞれ1基までとする。
- (2) 家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の導入は1基までとする。
- (3) 家庭用燃料電池システムの導入は1基までとする。
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システムの導入は3基までとする。ただし、一体的導入と併せて申請する場合は2基までとする。
- (5) 電気自動車等充給電設備の導入は2基までとする。

(計画変更の承認)

第10条 交付決定者は、補助金の交付申請の内容を変更するときは、あらかじめ東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金事業計画変更等承認申請書（様式第4）にその変更内容の分かる書類を添え、町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、交付目的に反しない対象事業の計画の軽微な変更をするときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付申請額を増額する変更は、申請することができない。

3 対象設備の購入及び設置を中止する場合は、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金申請取下げ申出書（様式第5）により町長に申出なければならない。

4 町長は、第1項の事業計画変更等承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、計画の変更を承認する場合は、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金計画変更承認通知書（様式第6）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 交付決定者は、対象事業が完了した日から起算して60日以内又は補助対象年度の3月15日のいずれか早い日までに、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書（様式第7。以下「実績報告書」という。）に、別表

第5に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項の対象事業が完了した日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

(1) 電力会社との電力需給契約に係る系統連系・受給開始日（住宅用太陽光発電システムに限る。）

(2) 対象設備の保証開始日（家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システム及び電気自動車等充給電設備に限る。）

(3) 対象設備の設置工事又は対象設備付き新築住宅の購入に係る支払いが完了した日

（交付額の確定）

第12条 町長は前条第1項の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、必要があるときは現地調査等を実施し、設置要件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、交付決定者に東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書（様式第8）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助金交付確定者」という。

）は、通知があった日から30日以内又は補助対象年度の3月31日のいずれか早い日までに東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求書（様式第9。以下「交付請求書」という。）を町長に提出し、町長はこの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 補助金交付確定者が交付請求書を前項に規定する期日までに提出しなかったときは、補助金を受ける権利は自動的に失効し、第10条第3項の申出があったものとみなす。

（取得財産の管理及び処分）

第14条 補助金交付確定者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、適切な保守及び点検の実施により発電量等の維持に努めなければならない。

2 補助金交付確定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、町長の承認を受けずに取

得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならない。

- 3 補助金交付確定者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金処分承認申請書（様式第10）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 町長は前3項の場合において必要があると認めるときは、取得財産の管理及び運用の状況について調査することができるものとする。

（補助金交付の取り消し）

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付の決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第10条第3項の規定による交付申請の取下げの申し出があったとき。
- (4) 前条第2項の承認を受けずに対象設備を処分したとき。
- (5) 住宅用太陽光発電システムの法定耐用年数の期間内において余剰売電から全量売電への変更等設備の使用条件を変更したとき。
- (6) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第16条 町長は、補助金の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付確定者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は法定耐用年数を月数に換算したものからすでに使用した月数を減じた期間に相当する補助額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）の返還を東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金返還請求書（様式第11）により請求するものとする。

- 2 前項の規定により返還の請求を受けた補助金交付確定者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。
- 3 補助金交付確定者は、前項の期間内に返還しないときは、当該請求金額に東郷町債権管理条例（平成25年東郷町条例第4号）第7条第1項に規定する割合に

より計算した金額を加算して返還しなければならない。

(期日の特例)

第17条 第7条第2項に規定する交付申請書又は第11条第1項に規定する実績報告書の提出期限の期日が休日に当たるときは、その日後、最初に到来する休日でない日を期限とみなす。ただし、補助対象年度の3月31日が休日に当たる場合は、補助対象年度の最後に到来する休日でない日をもってその期限とみなす。

(協力)

第18条 町長は、補助金交付確定者に対し、必要に応じて補助対象設備の運転状況に関するデータの提供やその他の地球温暖化防止に必要な町の取組に協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた補助金交付確定者は、やむを得ない場合を除き、協力するものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 東郷町地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱（平成29年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日から施行日までに着工したZEHの導入については、第7条第2項の規定に関わらず交付申請をすることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象設備	補助要件
住宅用太陽光発電システム	<p>ア 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りて連系された太陽光発電システムであること。</p> <p>イ 発電した電力について設置者がその居住する住宅で使用する目的で設置するもので、かつ、電気事業者と契約（余剰電力に関してするものに限る。）を締結するものであること。</p> <p>ウ リース品ではないこと。</p>
家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ リース品ではないこと。</p>
家庭用燃料電池システム	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ リース品ではないこと。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ リース品ではないこと。</p>
電気自動車等充給電設備	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ リース品ではないこと。</p>
ZEH（高性能外皮等）	<p>ア ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。））に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換</p>

	<p>気設備及び照明設備等の設備が設置されているもの。</p> <p>イ 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスZ E H化支援事業）の補助対象となっているもの又は「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）」に基づく建築物省エネルギー性能表示制度BELSの評価書において「ZEHマーク」に関する事項で「ZEH」表示のあるもの。</p> <p>ウ 集合住宅ではないこと。</p> <p>エ リース品ではないこと。</p>
--	--

別表第2（第5条関係）

区分	補助対象経費
住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入及びその設置に関する費用
家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線・配線器具の購入・据付その他対象システムの購入又は設置に関する費用
家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用等）、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入又は設置に関する費用
定置用リチウムイオン蓄電池システム	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成されるシステムの購入又は設置に関する費用
電気自動車等充給	当該補助対象設備の購入・据付その他対象システムの購

電設備	入又は設置に関する費用
Z E H	高性能外皮、空調設備、給湯設備、省エネルギー設備、創エネルギーシステム（太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用したシステム）、家庭用エネルギー管理支援システム（H E M S）の購入又は設置に関する費用

別表第 3（第 6 条関係）

対象事業	補助金額
一体的導入	補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額とし、20 万円を上限とする。
家庭用エネルギー管理支援システム（H E M S）の導入	補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額とし、1 万円を上限とする。
家庭用燃料電池システムの導入	補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額とし、5 万円を上限とする。
定置用リチウムイオン蓄電システムの導入	補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額とし、1 基当たり 5 万円を上限とする。
電気自動車等充給電設備の導入	補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額とし、5 万円を上限とする。
Z E H の導入	補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額とし、30 万円を上限とする。

別表第 4（第 7 条関係）

区分	提出書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事契約書又は売買契約書の写し</li> <li>2 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し）</li> </ol>

	<p>3 対象設備を設置する住宅の場所を示す位置図</p> <p>4 申請者と建物所有者が異なる場合は建物所有者の同意書</p> <p>5 その他町長が必要と認める書類</p>
一体的導入	<p>1 太陽電池モジュールの型式、公称最大出力、使用枚数等が明記されている書類</p> <p>2 家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の型番が明記されている書類</p> <p>3 定置用リチウムイオン蓄電池システムのパッケージ型番及び蓄電容量が明記されている書類</p>
家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の導入	家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の型番が明記されている書類
家庭用燃料電池システムの導入	燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型番が明記されている書類
定置用リチウムイオン蓄電池システムの導入	定置用リチウムイオン蓄電池システムのパッケージ型番及び蓄電容量が明記されている書類
電気自動車等充給電設備の導入	対象設備の規格等が分かる書類
ZEHの導入	高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備等の型番及び仕様又は規格が明記されている書類

別表第5（第11条関係）

区分	提出書類
共通	1 対象設備の設置工事又は購入に係る領収書

	<p>の写し</p> <p>2 設備の設置又は購入に係る領収金額内訳書</p> <p>3 その他町長が必要と認める書類</p>
<p>一体的導入</p>	<p>1 電力需給契約を証する書類の写し</p> <p>2 家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）</p> <p>3 定置用リチウムイオン蓄電池システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）</p> <p>4 住宅用太陽光発電システム設置後の現況を示す写真</p> <p>5 家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）設置後の現況を示す写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの並びに設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）</p> <p>6 定置用リチウムイオン蓄電池システム設置後の現況を示す写真（設置状況、設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）</p>
<p>家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の導入</p>	<p>1 家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）</p> <p>2 家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）設置後の現況を示す写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの並びに設備本体並びに設備本体に貼付さ</p>

	れている型式及び製造番号が分かるもの)
家庭用燃料電池システムの導入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭用燃料電池システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）</li> <li>2 家庭用燃料電池システム設置後の現況を示す写真（設置状況、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体並びに燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）</li> </ol>
定置用リチウムイオン蓄電システムの導入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定置用リチウムイオン蓄電池システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）</li> <li>2 定置用リチウムイオン蓄電池システム設置後の現況を示す写真（設置状況、設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）</li> </ol>
電気自動車等充給電設備の導入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気自動車等充給電設備の保証書の写し（保証開始日が分かるもの）</li> <li>2 電気自動車等充給電設備設置後の現況を示す写真（設置状況、設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）</li> </ol>
Z E Hの導入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスZ E H化支援事業）の補助金確定通知書の写し又は「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）」に基づくBELSの「ZEHマ</li> </ol>

	<p>ーク」に関する事項で「ZEH」表示のある評価書の写し</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 電力需給契約を証する書類の写し</li><li>3 住宅用太陽光発電システム設置後の現況を示す写真</li><li>4 高性能外皮等の設置状態を示す写真（高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備の設置状況が分かるもの）</li></ol>
--	---

様式第1（第7条関係）

年 月 日

東郷町長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、  
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象設備の設置を予定する住宅等の所在地等

所在地	東郷町		
建築区分 (□に✓を 記入)	<input type="checkbox"/> 既存住宅に対象設備を設置する。…① <input type="checkbox"/> 対象設備付き住宅を新築する。…② <input type="checkbox"/> 対象設備付き新築住宅を購入する。…③ ※①、②は「設置者」、③は「購入者」となります。		
工事着工予定日（設置者のみ）	年	月	日
事業完了予定日（設置者のみ）	年	月	日
建物登記予定日（購入者のみ）	年	月	日

2 補助金交付申請額 円（千円未満切捨て）

3 補助対象設備

別紙1内訳表のとおり

4 添付資料

別紙2交付申請添付書類のとおり

別紙 1 補助対象設備内訳表

対象事業及び設備		内 容		交付申請予定額 (補助上限額)
一体的導入	住宅用太陽光発電システム	太陽電池の 公称最大出力	kw (小数点以下第2 位未満切捨て)	補助対象経費×1/4 (20万円)  円
	家庭用エネルギー 管理支援システム (HEMS)	製造者名 (メーカー名)		
		型式		
	定置用リチウムイ オン蓄電システム	製造者名 (メーカー名)		
		型式		
		蓄電容量		
家庭用エネルギー管理支援シ ステム (HEMS) の導入		製造者名 (メーカー名)		補助対象経費×1/4 (1万円)  円
		型式		
家庭用燃料電池システムの導入		製造者名 (メーカー名)		補助対象経費×1/4 (5万円)  円
		型式		
		出力範囲	~ w w	
定置用リチウムイオン蓄電シ ステムの導入		製造者名 (メーカー名)		補助対象経費×1/4 (5万円)  円
		型式		
		蓄電容量	kWh	
電気自動車等充給電設備の導入		製造者名 (メーカー名)		補助対象経費×1/4 (5万円)  円
		型式		
ZEHの導入		BELSの評価 申請予定の有無		補助対象経費×1/4 (30万円)  円
補助金交付申請額 ※申請書「2 補助金交付申請額」と同額				円

## 別紙2 交付申請添付書類

- 工事契約書又は売買契約書の写し
- 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し）
- 対象設備を設置する住宅の場所を示す位置図
- 建物所有者の同意書（申請者と建物所有者が異なる場合のみ）
- 太陽電池モジュールの型式、公称最大出力、使用枚数等が明記されている書類  
（一体的導入及びZEHの導入の場合のみ）
- 家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の型番が明記されている書類  
（一体的導入及び家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の導入の場合のみ）
- 定置用リチウムイオン蓄電池システムのパッケージ型番及び蓄電容量が明記されている書類  
（一体的導入及び定置用リチウムイオン蓄電システムの導入の場合のみ）
- 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型番が明記されている書類  
（家庭用燃料電池システムの導入の場合のみ）
- 対象設備の規格等が分かる書類  
（電気自動車等充給電設備の導入の場合のみ）
- 高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備等の型番及び仕様又は規格が明記されている書類  
（ZEHの導入の場合のみ）

様

東郷町長

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第 7 条第 5 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付条件
  - (1) 補助金交付予約申請書の内容を変更される場合は、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金事業計画変更等承認申請書（様式第 4）を、設置を中止される場合は、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金申請取下げ申出書（様式第 5）を町長へ提出してください。
  - (2) 補助事業の完了の日から 60 日以内又は交付決定の属する年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書（様式第 7）を提出すること。
  - (3) その他

様式第3（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

東郷町長

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第7条第6項の規定により通知します。

記

理 由

様式第4（第10条関係）

年 月 日

東郷町長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金事業計画変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました補助金について、東郷町地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金交付申請内容の変更の承認を申請します。

記

1 金額変更の有・無

2 変更の理由

3 変更の内容

4 添付書類

別紙（変更内容の分かるもの）

様式第5（第10条関係）

年 月 日

東郷町長 殿

申出者 住 所  
氏 名  
電 話

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました補助金について、東郷町地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり補助金交付申請を取り下げます。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 取下げ理由

様式第6（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

東郷町長

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の変更については、申請のとおり承認しましたので、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知します。

様式第7（第11条関係）

年 月 日

東郷町長 殿

報告者 住 所  
氏 名  
電 話

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書

対象事業を 年 月 日に完了しましたので、東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 交付決定通知書番号	年 月 日付 第 号
2 システム設置場所	東郷町
3 補助金交付申請額	金 円
4 添付書類	別紙のとおり
私は、上記補助金交付申請の審査資料として住民票及び町税等の納付状況について、町担当職員が公簿等により確認することを承諾します。  年 月 日  住 所  氏 名（自署）	

別紙 実績報告添付書類

- 対象設備の設置工事又は購入に係る領収書の写し
- 設備の設置又は購入に係る領収金額内訳書
- 電力需給契約を証する書類の写し  
(一体的導入及びZEHの導入の場合のみ)
- 家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）  
(一体的導入及び家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の導入の場合のみ)
- 定置用リチウムイオン蓄電池システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）  
(一体的導入及び定置用リチウムイオン蓄電池システムの導入の場合のみ)
- 住宅用太陽光発電システム設置後の現況を示す写真  
(一体的導入及びZEHの導入の場合のみ)
- 家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）設置後の現況を示す写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの並びに設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）  
(一体的導入及び家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の導入の場合のみ)
- 定置用リチウムイオン蓄電池システム設置後の現況を示す写真（設置状況、設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）  
(一体的導入及び定置用リチウムイオン蓄電池システムの導入の場合のみ)
- 家庭用燃料電池システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）  
(家庭用燃料電池システムの導入の場合のみ)
- 家庭用燃料電池システム設置後の現況を示す写真（設置状況、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体並びに燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）  
(家庭用燃料電池システムの導入の場合のみ)
- 電気自動車等充給電設備の保証書の写し（保証開始日が分かるもの）  
(電気自動車等充給電設備の導入の場合のみ)
- 電気自動車等充給電設備設置後の現況を示す写真（設置状況、設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）  
(電気自動車等充給電設備の導入の場合のみ)
- 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスZEH化支援事業）の補助金確定通知書の写し、または「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）」に基づくBELSの「ZEHマーク」に関する事項で「ZEH」表示のある評価書の写し  
(ZEHの導入の場合のみ)
- 高性能外皮等の設置状態を示す写真（高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備の設置状況が分かるもの）  
(ZEHの導入の場合のみ)

第 号  
年 月 日

様

東郷町長

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 補助金交付等の条件
  - (1) 対象設備をその法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理し、適切な保守及び点検の実施により発電量等の維持に努めてください。
  - (2) 対象設備の法定耐用年数の期間内において当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金処分承認申請書(様式第 1 0)を提出し、その承認を受けてください。
  - (3) 東郷町補助金等交付規則第 1 4 条又は東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により補助金交付の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金の一部又は全部を返還していただきます。

様式第9（第13条関係）

年 月 日

東郷町長 殿

請求者 住 所  
氏 名  
電 話

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求書

下記のとおり請求します。

記

金 円

対象設備補助内訳	一体的導入	補助額	円
	家庭用エネルギー管理支援システム（HEMS）の導入	補助額	円
	家庭用燃料電池システムの導入	補助額	円
	定置用リチウムイオン蓄電システムの導入	補助額	円
	電気自動車等充給電設備の導入	補助額	円
	ZEHの導入	補助額	円
振込先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫・金庫 本店 支店 出張所	
	口座番号	普通 NO. 当座	
	口座名義人	フリガナ	

記入上の注意

- 1 金額の訂正はできません。書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。
- 2 必ず、申請者本人名義の口座をご記入ください。
- 3 口座内容の確認できる書類（通帳見開きコピー等）を添付してください。

様式第10（第14条関係）

年 月 日

東郷町長 殿

請求者 住 所  
氏 名  
電 話

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金処分承認申請書

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第14条第3項の規定に基づき、次のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1 補助対象設備の設置を予定する住宅等の所在地  
東郷町
- 2 補助金の交付を受けた者の氏名
- 3 処分の方法
- 4 処分の時期  
年 月 日
- 5 処分の理由

様式第 1 1 (第 1 6 条関係)

第 号  
年 月 日

様

東郷町長

東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金返還請求書

年 月 日付 第 号で交付した東郷町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金については、東郷町地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第 1 6 条第 1 項に基づき、下記のとおり返還請求します。

記

- 1 返還請求金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還請求理由